

# 旧国立駅舎再築事業プロポーザル実施要領

## 1. 事業概要

### (1) 件名

旧国立駅舎再築事業

### (2) 事業背景・目的

旧国立駅舎は、全国的にも大変数が少なくなった大正期の木造旅客駅舎である。また、民間事業者が建設し、鉄道省に寄付した全国的にも珍しい請願駅である。そして、「赤い三角屋根(切妻大屋根)に白い壁」という洋館風の外観に、アーチ窓を組み合わせたデザインは、当時の国立の開発意図を示す貴重な史料である。こうした背景を基に、本施設は国立市(以下、「市」という。)の文化財建造物に指定されている。

旧国立駅舎は、JR中央線連続立体交差事業の支障になることから、平成18年10月に文化財の現状変更手続きを行い、東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」という。)により解体されている。解体された部材は、JR東日本から市へ引き渡され、現在まで市内にある旧国立駅舎保管庫で保管している。

旧国立駅舎再築事業(以下、「本事業」という。)とは、国立駅周辺まちづくり基本計画に基づき、旧国立駅舎の文化財的価値を継承・向上させつつ、かつ建物自体の耐震性・機能性・安全性・防災性を有するように、保管されている部材を使用し文化財の木造建築物として、ほぼ建設当初の位置に再築するための基本設計(既存部材の保有性能調査等共)・実施設計・工事を実施することを目的とする。

本事業はJR東日本から引き渡された解体部材を用いて再築すること、文化財に関する知見が求められることから、基本設計の段階から施工者が保有する技術力を活用した設計が必要であるため、設計と施工を同一の事業者が実施するものとする。

### (3) 事業内容

本事業プロポーザルの対象とする事業内容は、旧国立駅舎再築事業プロポーザル要求水準書(以下「要求水準書」という。)に示す、旧国立駅舎を再築するための工事等に係る以下の事業を実施するための基本設計(既存部材の保有性能調査等共) 実施設計(建築基準法の適用除外の指定を受けるための建築審査会提出資料作成共)、工事及び工事監理に関する技術提案とする。

ア 旧国立駅舎再築工事

イ アに伴って発生する関連工事等

ウ 情報発信や情報交流機能をもつ文化系施設としての利活用上有効と考えられる付加価値を持たせる工事等

### (4) 事業予定

市は、本プロポーザルにより選定された事業者(以下、「優先交渉権者」という。)と基本協定書を締結し、基本設計、実施設計、工事の各段階で以下の契約を締結して実施する。

ア 基本設計(既存部材の保有性能調査、関係官公署等に対する調整業務共)

平成27、28年度

イ 実施設計(建築審査会資料作成、その他関係官公署等に対する諸手続き共)

平成28、29年度

ウ 工事（（３）のアからウまでの全事業が対象） 工事監理  
平成２９、３０、３１年度

事業予定期間は、市の見込みであり、工事の品質管理と安全管理を満たした上で可能な限り事業期間を短縮するものとする。なお、本事業は都市再生整備計画事業による国庫補助事業であることから、平成３２年２月末までの工事完了が必要である。

用地については平成２９年度上半期中の取得に向けて、現在協議を行っているところである。用地取得後、建築基準法第三条に基づく建築審査会の手続きを行うことになる。

（５）全体スケジュール（予定）

項 目	日 程
優先交渉権者決定	平成 28 年 2 月 25 日
基本協定書締結	平成 28 年 2 月下旬
基本設計業務委託契約締結	平成 28 年 2 月下旬
基本設計業務完了	平成 28 年 12 月下旬
実施設計業務委託契約締結	平成 29 年 1 月上旬
実施設計業務完了	平成 29 年 11 月下旬
工事仮契約締結	平成 29 年 12 月上旬
工事本契約締結	平成 30 年 1 月上旬
工事完了	平成 32 年 2 月下旬

２．事業規模（概算額）

（１）契約上限額

契約上限額を下記のとおり設定する。

¥ 2 9 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない）

- ・上記金額は、工事費以外に「基本設計業務委託費（部材調査含む）」「実施設計業務委託費」「工事監理業務委託費」を含むものとする。
- ・工事費には、万能鋼鉄等一般的な仮設の他に、旧国立駅舎再築に必要な素屋根の設置を含むものとする。
- ・情報発信や情報交流機能をもつ文化系施設としての利活用の提案に伴う備品については、工事費に含まないものとする。

（２）予算額

本事業の実施にあたっては、平成２７年度から平成２８年度に実施する基本設計（調査含む）部分について以下の予算を計上している。

平成２８年度以降に実施する実施設計費、工事費、工事監理費については、上記の契約上限額にその時点の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内で、時期に応じて予算計上していく予定である。

基本設計（部材調査含む）： 2 , 8 0 0 万円（平成２７、２８年度を期間とする債務負担行為）

（本予算内で、消費税及び地方消費税を含まない額の上限額は、

2,800万円÷1.08 25,925,925円である。)

(3) 最低制限価格

最低制限価格は、設定しないものとする。

3. 日程

項 目		日 程
実施要領公表・参加申込受付開始		平成 27 年 11 月 25 日 (水)
参加申込受付期限		平成 27 年 12 月 2 日 (水) 午後 5 時まで
参加資格審査結果通知		平成 27 年 12 月 7 日 (月)
資料の貸出・駅舎保管庫部材確認期間		平成 27 年 12 月 8 日 (火) ~ 15 日 (火)
技術提案書作成に係る質問	受付	平成 27 年 12 月 9 日 (水) ~ 16 日 (水) 午後 5 時まで
	回答	平成 27 年 12 月 25 日 (金)
技術提案書提出期限		平成 28 年 1 月 28 日 (木) 午後 5 時まで
第一次審査 (書類審査)		平成 28 年 2 月 9 日 (火)
第一次審査結果通知		平成 28 年 2 月 15 日 (月)
第二次審査 (プレゼンテーション)		平成 28 年 2 月 18 日 (木)
第二次審査結果通知		平成 28 年 2 月 25 日 (木)

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

(1) プロポーザル参加者の構成等

プロポーザル参加者は、単体企業であること。

自社の構成員以外の者を「(6) その他の要件」に規定する大工棟梁として配置する場合は、その大工棟梁が所属する業者名を協力会社 (1 次下請に限る) として、協力会社概要書に明記すること。

(2) プロポーザル参加者の参加要件

プロポーザル参加者は、平成 27 年 11 月 1 日 (以下「基準日」という。) 現在において、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

国立市競争入札参加資格または東京電子自治体共同運営の電子調達サービスで競争入札参加資格を有していること。

建築一式工事に係る有効な経営事項審査結果通知を受けていること。

地方自治法施行令 (昭和 22 年号外政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。

会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。

民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。

破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。

国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成7年9月国立市訓令(甲)第37号)による指名停止を受けていないこと。

法人及びその役員等が、国立市暴力団排除条例(平成25年条例第42号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

本事業を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

本事業に関する知識、技術、ノウハウや、関連事業についての知見及び実績を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

過去10年間に完了した国、都道府県、区市町村が指定した文化財建物または歴史的建物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の建築設計及び工事の契約履行実績(現在継続中も含む)を有すること。(構造、設備のみは不可)

### (3) 設計業務に関する各要件

設計業務において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

管理技術者は、次の要件を全て満たす者を配置すること。

- ・一級建築士の資格を有し、かつ実務経験年数が10年以上であること。
- ・常勤の自社社員で基準日前3ヵ月以上の雇用関係があること。
- ・過去10年間に完了した国、都道府県、区市町村が指定した文化財建物または歴史的建物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の建築設計業務実績(現在設計中も含む。)を有すること。(構造、設備のみは不可)

意匠担当主任技術者は、次の要件を全て満たす者を配置すること。

- ・一級建築士の資格を有すること。
- ・常勤の自社社員で基準日前3ヵ月以上の雇用関係があること。

構造担当主任技術者は、次の要件を満たす者を配置すること。

- ・構造設計一級建築士又は一級建築士いずれかの資格を有すること。
- ・常勤の自社社員で基準日前3ヵ月以上の雇用関係があること。

その他次の要件を満たすこと。

- ・管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とし、兼任しないこと。

1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、設計業務の技術上の管理及び統括等を行う者をいう。

2 「各主任担当技術者」とは、管理技術者の下で、意匠、構造、積算、電気技術、機械設備等の業務(以下「各業務」という。)ごとに、その業務に関する技術者の総括を行う者をいう。

### (4) 再築工事に関する各要件

基準日現在で直近の建築一式工事に係る経営事項審査総合評定値1,300点以上であること。

工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定に基づく、建築工事業における特定建設業許可を受けていること。

過去10年間に完了した国、都道府県、区市町村が指定した文化財建物で木造建築物の復

原、再築等の施工実績（現在設計中も含む。）を有すること。（構造、設備のみは不可）  
工事における監理技術者は、次の要件を全て満たす者を配置すること。

- ・一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。
- ・常勤の自社員で基準日前3ヵ月以上の雇用関係があること。
- ・本工事に専任で配置できること。
- ・設計業務技術者と兼任しないこと。

#### （5）工事監理に関する各要件

監理業務技術者は、次の要件を全て満たす者を配置すること。

- ・構造設計一級建築士又は一級建築士いずれかの資格を有すること。
- ・常勤の自社員で基準日前3ヵ月以上の雇用関係があること。
- ・過去10年間に完了した国、都道府県、区市町村が指定した文化財建物または歴史的建物で木造建築物の復原、再築等の建築設計又は工事監理業務の従事実績（現在設計中も含む。）を有すること。
- ・工事における監理技術者と兼任しないこと。

#### （6）その他の要件

大工棟梁は、基本設計（既存部材の保有性能調査等共）から、再築工事まで同一の者が担当すること。

大工棟梁が所属する協力会社は、次の要件を満たすこと。

国、都道府県、区市町村が指定した文化財建物または歴史的建物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の施工実績（現在施工中も含む。）を有すること。

大工棟梁は、次の要件を満たすものを配置すること。

大工棟梁として、国、都道府県、区市町村が指定した文化財建物または歴史的建物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の施工実績（現在施工中も含む。）を有すること。

### 6．申込み方法

参加意思のある事業者は、参加申込書（書式1） 会社概要書（書式2） 参加要件に関する誓約書（書式3）を、平成27年12月2日（水）午後5時までに窓口を持参、または郵送（午後5時必着）にて提出する。

提出先	: 17 問い合わせ先による	
提出書類	: ・参加申込書（書式1）	1部
	添付書類：受付票等	1部
	・会社概要書（書式2）	1部
	添付書類：建築士事務所の登録が確認できる書類	1部
	特定建設業の許可番号等が確認できる書類	1部
	・参加要件に関する誓約書（書式3）	1部

### 7．情報公開及び提供

市は本事業における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、本事業に関する情報について、積極的に情報の公開及び提供をするよう努める。なお、情報公開及び情

報提供は、優先交渉権者の選定に影響を及ぼさないよう、その内容及び時期について十分な配慮のもとに行うものとする。

#### 8 . 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果については、平成 27 年 12 月 7 日 ( 月 ) に「 1 7 . 問い合わせ先」の市担当者から電子メールにて回答する。

#### 9 . 資料の貸出・閲覧、部材確認の受付

参加資格審査の結果、参加が認められた事業者は、本事業における技術提案書作成に向けて、既存資料の貸出・閲覧と、駅舎保管庫部材の確認を行うことができる。

資料の貸出・閲覧及び部材の確認期間は平成 27 年 12 月 8 日 ( 火 ) ~ 12 月 15 日 ( 火 ) の平日午前 9 時から午後 5 時までとする。

##### 【資料の貸出】

事前に市の担当者と電話にて日程及び貸出希望資料について調整の上、借用書 ( 書式 4 ) を窓口持参して資料を借用できる。なお、借用した資料は、技術提案書提出時に全て返却すること。

##### 【資料の閲覧】

事前に市の担当者と電話にて日程及び閲覧希望資料について調整の上、市の担当者から電話にて回答のあった指定日時に資料閲覧申込書 ( 書式 5 ) を窓口持参して、資料を閲覧することができる。

##### 【部材確認】

事前に市の担当者と電話にて日程について調整の上、部材確認申込書 ( 書式 6 ) を窓口持参し、旧国立駅舎保管庫 ( 国立市泉 1 - 1 - 1 3 ) に保管されている部材の状況を確認することができる。

既存資料	:	要求水準書 3 . ( 5 ) その他資料に記載しているものとする
提出先	:	1 7 問い合わせ先による
提出書類	:	借用書 ( 書式 4 ) 1 部
		資料閲覧申込書 ( 書式 5 ) 1 部
		部材確認申込書 ( 書式 6 ) 1 部

#### 1 0 . 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書等に関し不明な点がある場合は、質問書 ( 書式 7 ) により質問することができる。質問書は、電子メールにて下記まで送信することとする。質問期間は平成 27 年 12 月 9 日 ( 水 ) ~ 12 月 16 日 ( 水 ) 午後 5 時までとし、寄せられた質問については質問者の名を伏せて、その質問に対する回答を平成 27 年 12 月 25 日までに国立市ホームページにて掲載する。

電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

質問の内容によっては回答できない場合がある。

宛先等 : 17 問い合わせ先による

## 1 1 . 技術提案書等の提出

技術提案書等の作成にあたっては、旧国立駅舎再築事業プロポーザル要求水準書(別紙)を参照のうえ、原本を提出する。

(1) 提出期限 : 平成 28 年 1 月 28 日(木)午後 5 時

### (2) 提出書類

ア	技術提案書提出届(書式 8)	1 部
イ	会社経歴書 建築設計業務実績表(書式 9)	16 部
ウ	会社経歴書 施工実績表(書式 10)	16 部
エ	管理技術者の経歴及び実績等調書(書式 11)	16 部
オ	協力会社概要書(書式 12)	16 部
カ	工程表(書式 13)	16 部
キ	会社概要書(書式 2)	16 部
ク	取組体制(書式 14)	16 部
ケ	本事業への配慮(書式 15)	16 部
コ	本事業を実施するための全体フロー及び計画(書式 16)	16 部
サ	課題に対する提案(書式 17) (建築基準法第三条に基づく建築審査会対応)	16 部
シ	課題に対する提案(書式 18) (文化財の再築についての提案)	16 部
ス	利活用についての提案(書式 19)	16 部
セ	見積書(書式 20)	16 部
ソ	内訳書(書式 21)	16 部

(3) 提出方法 下記提出先まで持参し書面にて提出する。

(4) 提出先 : 17 問い合わせ先による

## 1 2 . 技術提案書等留意事項

(1) 技術提案書(書式 9 ~ 10、13 ~ 19)は、A3 版ヨコ書き片面とし、A4 版夕テの大きさに折り込むこと。

(2) 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。但し、図中及び注釈は除く。

### (3) 事業者の実績等について

- ・ 過去 10 年に完了した国、都道府県、区市町村が指定した文化財建築物または歴史的建物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の建築設計業務実績のうち、建築基準法第三条に基づく建築審査会の対応実績がある場合は、ひとつについて件名を記載し、業務を進めるにあたり特に配慮した点、建築審査会での課題とそれについての対応、審査会での協議に要した時間、その他実績として強調したい内容について記載すること。

- ・過去 10 年に完了した国、都道府県、区市町村が指定した文化財建築物または歴史的建物で木造建築物の復原、再築、保存、修理の施工実績のうち、ひとつについて件名を記載し、業務を進めるにあたり特に配慮した点、苦労したこととその解決方法について記載すること。

#### (4) 事業実施方針について

##### 事業スケジュールについて

- ・工程表(書式13)に事業スケジュールを記載すること。
- ・基本設計業務(調査共) 実施設計業務、工事の想定スケジュールを記載すること。
- ・実施設計業務の想定スケジュールには、建築審査会への申請から同意を得られるまでの期間を分けて記載すること。
- ・各期間には、市が別途契約するアドバイザー業務委託事業者との調整、市担当者の確認、各種申請等に要する期間も含めること。
- ・用地については平成 29 年度上半期の取得に向けた協議を行っているところである。
- ・本事業における関係機関等との手続きについて、市では以下の内容を想定している。
  - ・建築審査会に向けた建築指導事務所との協議開始可能時期：平成 29 年 1 月
  - ・国立市文化財保護審議会：2、5、8、11 月に開催(予定)
  - ・建築審査会：月 1 回程度開催
  - ・交付金設計審査：月 1 回程度開催、(案件登録～交付決定) 70 日程度要する見込み
  - ・工事契約議会議決：3、6、9、12 月に開催、議会初日に議決される見込み
- 注 1) 交付金設計審査案件登録前に建築審査会の同意を得ること。
- 注 2) 建築審査会の申し込み前に国立市文化財保護審議会の同意を得ること。
- 注 3) 工事契約については、議会での議決後、本契約締結とする。

##### 取組体制等について

- ・本業務を実施するにあたっての「実施方針」、「取組体制」、「体制の特徴」、「調査業務を進めるにあたっての配慮」、「設計業務を進めるにあたっての配慮」、「工事を進めるにあたっての配慮」、「その他の業務実施上の配慮事項」等を記載すること。

##### 本事業を実施するための全体フロー及び計画について

- ・本事業を実施するための全体フロー及び計画(書式16)に記載すること。
- ・本事業を実施するための全体フロー及び計画について、事業スケジュールについて、取組体制等についてを基に、各業務の相互の関連性や影響が分かるよう資料を作成すること。
- ・枚数は任意とする。

#### (5) 課題に対する提案

##### 建築基準法第三条に基づく建築審査会への対応について

- ・提案内容については、課題に対する提案(建築基準法第三条に基づく建築審査会対応)(書式17)に記載すること。
- ・安全のための措置(耐震、防火等)の工夫について記載すること。
- ・防犯のための措置の工夫について記載すること。
- ・その他、建築審査会への対応のために工夫する内容について記載すること。

##### 文化財について

- ・提案内容については、課題に対する提案(文化財の再築についての提案)(書式18)に記載すること。
- ・建設当時(大正15年)の仕様を再現するための提案を記載すること。
- ・建設当時(大正15年)の色彩を再現するための提案を記載すること。
- ・文化財の保全のための措置としての提案を記載すること。

#### 利活用についての提案

- ・提案内容については、利活用についての提案(書式19)に記載すること。
- ・市指定文化財である旧国立駅舎の価値をより高めるために有効となる利活用についての提案を行うこと。
- ・提案は、情報発信や情報交流機能をもつ文化系施設として活用するための提案、旧国立駅舎の文化財的価値を高めるための提案について行うこと。
- ・文化財の価値を損なうことのない提案を行うこと。
- ・大正15年当時の構造体を変更することのないように検討すること。
- ・「要求水準書 3 .技術的要求水準 (5)その他資料」の「旧国立駅舎の活用(案)について」を遵守すること。
- ・利活用の提案を実施するための概算費用を提示すること。
- ・備品を設置するために必要となる内容については、見積書(書式20)に含めること。また、内訳書(書式21)に金額を記載すること。
- ・備品そのものの費用については見積書(書式20)に含めない。ただし、内訳書(書式21)に金額を記載すること。
- ・施設を訪れる人が市に興味を持ち、市内回遊を誘導する役割を果たせるように提案すること。
- ・市の歴史・文化に触れられる空間を提案すること。
- ・施設を訪れる人が情報交流できる憩いの空間を提案すること。
- ・本提案の採用の有無については、市の決定による。

#### (6) 価格について

各費用の根拠が分かる明細を添付すること。

##### 【積算条件】

- ・現在保管している構造部材については、大正15年当時を基準として約4割使用できるものとして検討すること。
- ・建築設備機器類については、要求水準書内の想定される建築設備概要に基づき検討すること。
- ・耐震補強の性能目標については、「要求水準書 3 .(5)その他資料」のうち、「国立駅周辺まちづくり支援業務委託報告書(平成26年度)抜粋」に基づく安全確保水準以上とする。

#### 13 . 選考方法

旧国立駅舎再築事業プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)により審査を行い、優先交渉権者を選定する。

#### (1) 第一次審査：技術提案書等による書類審査

参加資格を有すると判断された事業者について、第一次審査として技術提案書等による書

類審査を行う。

(2) 第二次審査：技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングによる審査

第一次審査点の高い順に上位3事業者までを対象とし、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。第二次審査の対象となった事業者は、平成28年2月16日までにプレゼンテーション出席者申込書(書式22)を1部、「17. 問い合わせ先」に書面で提出すること。

ア 日時 平成28年2月18日(木) 午前9時～ 1社60分間

イ 場所 国立市役所 (日時・場所等の詳細については別途通知する。)

ウ 選定者 旧国立駅舎再築事業プロポーザル審査委員会委員

エ 時間 1社あたり プレゼンテーション40分 ヒアリング20分

オ 内容 事前に提出した技術提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング

カ 留意事項

当日の出席者は5名以内とする。

資料は事前に窓口へ提出した技術提案書を使用する。そのため、改めて技術提案書を用意する必要はない。

パソコン等を使用する場合には70V型タッチディスプレイを市が用意する。70V型タッチディスプレイを使用する場合には事前に申し出ること。またパソコン及びその他プレゼンテーションに必要な機器は、当日までに事業者が用意し持参するものとする。(パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合でも、事前に提出した技術提案書と同内容とする。プレゼンテーションの内容が技術提案書と異なった場合は減点または失格とする。)

プレゼンテーションは非公開とする。

提案説明及び質疑応答について記録する。

(3) 審査について

第一次審査にあたっては、技術提案評価票に記載した評価項目の配点にて採点する。

第一次審査点の高い順に上位3事業者までを対象とし第二次審査を行う。

第二次審査にあたっては、技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングについて、技術提案評価票に記載した配点にて採点する。

第一次審査点、第二次審査点の合計をもって総合評価とし、総合評価(合計)点の高い事業者を優先交渉権者とする。なお、得点が同点となった場合には、より技術評価点の高い事業者を優先交渉権者とする。

また、審査を行った結果、総合評価の合計が60点を超える事業者がいない場合には、優先交渉権者を選定しない。

(4) 審査結果について

審査結果は参加された全社に別途通知する。

(5) 技術提案評価票

プロポーザルの審査は、以下の審査基準に基づき行うものとする。

		評価項目		配点	評点
第一次審査	技術評価	1. 事業者の実績等	同種事業（文化財、歴史的建造物）の設計業務実績、施工実績	25	
			建築基準法第三条に基づく建築審査会対応実績		
	2. 予定技術者・協力会社の実績等	管理技術者の資格、経験年数、実績	10		
		協力会社の実績			
	3. 事業実施方針	事業スケジュール	20		
		会社概要			
		取組体制			
		本事業への配慮（調査、設計、工事）			
		本事業を実施するための全体フロー及び計画			
	4. 課題に対する提案	建築基準法第三条に基づく建築審査会対応	安全（耐震、防火等）の措置	15	
防犯の措置					
その他工夫すること					
文化財の再築についての提案	仕様の再現	20			
	色彩の再現				
	文化財の保全に対する措置				
	利活用についての提案				
技術評価点			90		
価格評価	価格評価点		10		
第一次審査点			100		
第二次審査	プレゼンテーション ヒアリング	技術提案書に係る プレゼンテーション	20		
		技術提案書に係るヒアリング			
第二次審査点			20		
総合評価（合計）点			120		

14. 契約の締結

「13. 選考方法」により本事業の優先交渉権者として選定された事業者は、市と協議の上、速やかに本事業の基本的事項について定めた基本協定書を市と締結し、基本設計契約の協議に移行する。

なお、基本協定書締結時点で辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は市から指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。

(1) 基本設計の契約内容及び金額については、基本協定書締結後、基本設計見積書を提出し、

優先交渉権者と市の間で協議する場を設け、内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。ただし、契約額は「2(2)予算」に示す額を超えてはならない。

提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

- (2) 実施設計の契約内容及び金額については、基本設計完了後、実施設計見積書を提出し、優先交渉権者と市の間で協議する場を設け、内容について精査・調整の上、最終的な実施設計の契約内容・金額を確定する。

提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

- (3) 工事及び工事監理の契約内容及び金額については、実施設計完了後、工事見積書及び工事監理見積書を提出し、優先交渉権者と市の間で協議する場を設け、内容について精査・調整の上、最終的な工事及び工事監理の契約内容・金額を確定する。

提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

- (4) 契約内容となる仕様については、「1(3)事業内容」、協議内容を盛り込んだ形で作成する。
- (5) 契約の際に使用する契約書については、基本設計、実施設計、工事、工事監理とも国立市標準契約書とする。

#### 15. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) 契約上限額を上回る見積書を提出した場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

#### 16. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 旧国立駅舎再築事業プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページに掲載し、プロポーザル参加者に連絡する。
- (8) 配置予定の管理技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (9) プロポーザル参加者は作成する資料及び発注者から提供を受けた関連資料を当該業務以外に使用しないこと。

( 1 0 ) プロポーザル参加者は、業務の処理上知り得た秘密（個人情報、会社等の経営状況等不利益となる情報等）を他人に漏らしてはならない。

#### 1 7 . 問い合わせ先

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

国立市役所 まちづくり推進本部 国立駅周辺整備課 国立駅周辺整備担当

担当：和田

電話番号：042-576-2111（内）382、F A X：042-576-0264

Eメール：sec\_kuniseibi@city.kunitachi.tokyo.jp